

# 札幌市火葬場・墓地のあり方基本構想（案） ～多死社会を不安なく迎えるために～

（ver. 2019/10/18）

# 目次

|                                      |           |
|--------------------------------------|-----------|
| はじめに .....                           | 1         |
| <b>第1章 基本構想の概要</b>                   |           |
| 1 策定の背景・趣旨 .....                     | 2         |
| 2 位置づけ .....                         | 4         |
| 3 対象期間 .....                         | 5         |
| <b>第2章 ビジョン(将来の目指す姿) .....</b>       | <b>6</b>  |
| <b>第3章 札幌市の葬送を取り巻く状況</b>             |           |
| 1 多死社会の到来.....                       | 7         |
| 2 火葬場の問題 .....                       | 8         |
| 3 墓地と納骨堂の問題 .....                    | 14        |
| 4 引取者のない遺骨の問題.....                   | 21        |
| 5 葬送に対する意識.....                      | 23        |
| <b>第4章 基本目標と施策の方向性</b>               |           |
| 基本目標1:葬送について考え行動する市民の意識を醸成します .....  | 24        |
| 基本目標2:多死社会に対応した安定的な火葬場を実現します .....   | 25        |
| 基本目標3:少子高齢社会に対応した持続可能な墓地を実現します ..... | 26        |
| <b>第5章 各主体の関わり方 .....</b>            | <b>27</b> |
| <b>第6章 基本構想の推進にあたって</b>              |           |
| 1 協議体の設置 .....                       | 29        |
| 2 問題の解決手法の検討.....                    | 30        |
| 3 施策の体系 .....                        | 35        |
| 4 取組の具体化と実践に向けて.....                 | 36        |
| <b>資料</b>                            |           |
| 1 札幌市斎場等あり方検討委員会における検討経過.....        |           |
| 2 葬送に関する用語集 .....                    |           |
| 3 パブリックコメント .....                    |           |
| 4 札幌市内と近郊市町村の火葬場・墓地・納骨堂の位置.....      |           |

---

# はじめに

---

---

# 第1章 基本構想の概要

---

## 1 策定の背景・趣旨

### ○火葬場や墓地の役割

火葬や埋葬、墓地について定めた法律である「墓地、埋葬等に関する法律」には、その目的として「墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること」と掲げられています。

また、火葬場は亡くなった方を見送る場であり、墓地や納骨堂は亡くなった方を弔い偲ぶ場です。

このような法律の目的や火葬場や墓地などが持つ役割を踏まえると、これらは安定的かつ永続的に運営されなければならない施設であると言えます。

さらに、人間は誰しもが必ず亡くなり、火葬場や墓地などを利用することから、これらの施設は非常に高い公益性が求められるものでもあります。

### ○社会状況に関する背景

一方、札幌市の社会状況に目を向けると、少子高齢化の進展に伴い「超高齢社会<sup>1</sup>」を迎えており、その先には「多死社会(3 ページ参照)」が訪れることが避けられない状況です。

具体的には、今後、人口の多い世代である「団塊の世代<sup>2</sup>」、そして、「団塊ジュニア世代<sup>3</sup>」が寿命を迎えることで、亡くなる方の数が非常に多くなります。

このような多死社会の到来によって、火葬件数が大幅に増加するため、火葬場が混雑して何時間も待たされるようになったり、希望する日時に火葬できなくなったりすることが予測されます。

また、少子高齢化とともに核家族化の進展の影響もあり、墓の管理を行う後

---

<sup>1</sup> 超高齢社会：総人口に対する 65 歳以上の高齢者人口の割合が 21%を超えた社会のこと。札幌市は平成 24 年(2012 年)に超高齢社会に突入しました(4 月 1 日時点の住民基本台帳人口)。

なお、7%以上 14%未満を「高齢化社会」、14%以上 21%未満を「高齢社会」と言います。

<sup>2</sup> 団塊の世代：昭和 22 年(1947 年)～昭和 24 年(1949 年)に生まれた世代のこと、この 3 年間の年間出生数は 260 万人を超え、非常に人口の多い世代です。

<sup>3</sup> 団塊ジュニア世代：昭和 45 年(1970 年)から昭和 49 年(1974 年)に生まれた世代のこと。概ね、団塊の世代の子どもにあたり、この 4 年間の年間出生数は 200 万人を超え、団塊の世代ほどではありませんが、同様に人口の多い世代です。

継ぎが不在となって、墓地使用者が死亡した後に無縁墓<sup>4</sup>になってしまうという事例が増加することも予測され、放置された墓の繁茂した草木で周りの区画に悪影響が出るなど、墓地管理上の問題に繋がってしまいます。

さらに、高齢単身世帯の方が亡くなった際に、その遺骨の引き取り手がいない、または連絡がつかないため、無縁仏<sup>5</sup>になってしまうという事例が既に多く発生しています。今後、高齢単身世帯がさらに増えると推計されていることから、このような事例はさらに増加し、孤立死<sup>6</sup>によって長期間放置され、亡くなった方の尊厳を保つことができなかったり、住居の貸主(大家)に負担がかかったりするなどの問題が深刻化するおそれがあります。

### ○基本構想を策定した趣旨

死は、いつの日か必ず、誰にでも訪れるものであることから、前述したさまざまな問題は、全ての人に関係することです。

この「札幌市火葬場・墓地のあり方基本構想」は、市民のみなさんに、将来多死社会が到来することで、さまざまな問題が起きることを知っていただき、自分事として考えるきっかけにさせていただくため策定いたしました。

そして、これらの問題を解決して、市民の葬送(4 ページ参照)に対する不安を解消するため、ビジョン(将来の目指す姿)とその実現に向けた施策の方向性を示し、行政だけでなく、市民や事業者の方とともに、多死社会に対応した札幌の姿を実現していくことを目指していきます。

### ※「多死社会」と「葬送」いう言葉の意味

本基本構想では、「多死社会」と「葬送」という言葉は、非常に重要な意味を持つことから、みなさんにしっかりとご理解いただくため、以下のとおり定義を明確にいたしました。

「多死社会」とは…

高齢社会、超高齢社会の後に訪れると予測される社会の形態のことで、本基本構想では、「高齢化が進展して死亡者数が非常に多くなった社会」を表す言葉として使用しています。

---

<sup>4</sup> 無縁墓：継ぐ人や縁のある人がいなくなったお墓のこと。

<sup>5</sup> 無縁仏：供養してくれる人がいなくなった死者のこと。無縁墓のことを指す場合もあります。

<sup>6</sup> 孤立死：一人暮らしの高齢者が、社会や地域から孤立した状態で亡くなること。

「葬送」とは…

一般的には「亡くなった方と最後のお別れをして、火葬場や墓地などへ送り出すこと」を指しますが、本基本構想では、「人が亡くなってから葬儀と火葬を行い、遺骨を納めた墓地や納骨堂などの管理をしていく一連の行為」という広い範囲を表す言葉として使用しています。

図 1-1 基本構想における葬送の定義

**この基本構想で「葬送」とは…**

**人が亡くなってから葬儀と火葬を行い、  
遺骨を納めた墓地や納骨堂などを管理していく一連の行為**

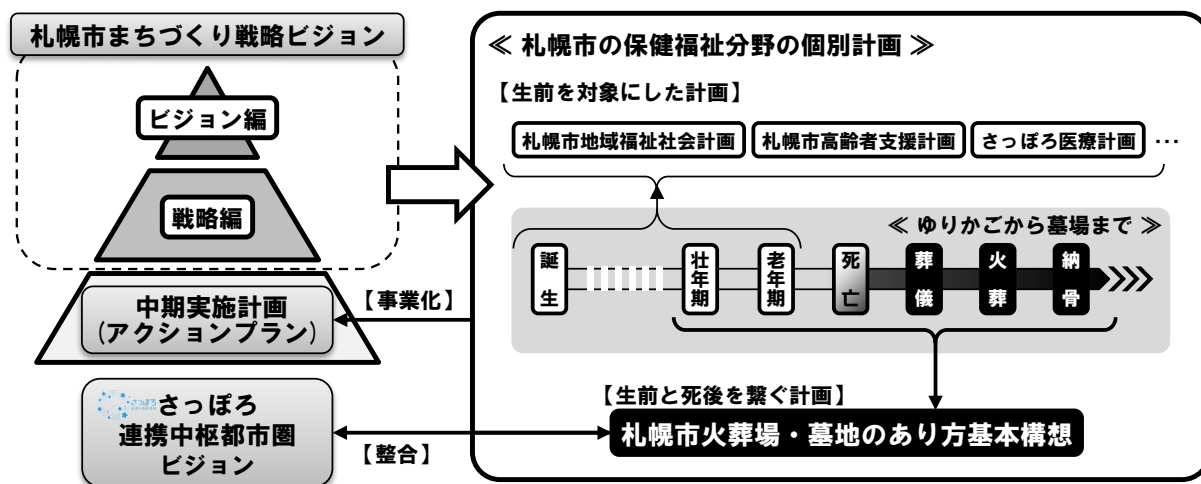
## 2 位置づけ

- 札幌市の最上位計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の方向性を踏まえた保健福祉分野の個別計画の一つで、葬送に関するビジョン(将来の目指す姿)やその実現に向けた施策の方向性を示すものです。
- 人が生まれてから亡くなり、墓地などに遺骨を納め管理するまで、すなわち「ゆりかごから墓場まで」のうち、自身の親世代が老年期に差し掛かる「壮年期」以降の部分を対象とするもので、生前と死後を繋ぐ役割があります。
- 火葬場や墓地の運営や整備に関することのみならず、市民が自分事として葬送について考え、行動するための意識醸成も施策の柱として盛り込み、葬送に対する意識を変えるきっかけとなるものとして、他に例のない構想としました。
- 本基本構想で位置づけた施策に基づく事業の一部は、札幌市における2019～2022年度の中期実施計画である「アクションプラン」に盛り込んでいます。
- さっぽろ連携中枢都市圏<sup>7</sup>の中長期的な将来像を示し、その実現に向けた

<sup>7</sup> さっぽろ連携中枢都市圏：連携中枢都市圏は、人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするために形成される複数の近隣市町村による圏域です。さっぽろ連携中枢都市圏は、札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町の12市町村から構成されています。

取組を推進していくための計画である「さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン」との整合を図り、火葬場などの広域利用に関する検討を行います。

図 1-2 基本構想と他の計画の関係



### 3 対象期間

本基本構想の対象期間は、厚生労働省が公表している平成 28 年度(2016 年度)の完全生命表で示される「団塊の世代」の平均余命を踏まえ、令和 2 年度(2020 年度)から令和 16 年度(2034 年度)までの 15 年間とします。

## 第2章 ビジョン(将来の目指す姿)

今後、さらに少子高齢化が進展し、多死社会が到来することが避けられない中、将来どのような姿を目指していくことが望ましいのでしょうか。

葬送に対しての考え方や、希望する葬送の形は人それぞれであり、誰かに押し付けられるものではないことから、この基本構想では「葬送のあるべき姿」を示していません。

しかし、多死社会の到来によって、先に述べたような無縁墓や無縁仏の増加など、故人の尊厳を保持することが難しくなる事態が起こると想定されます。

そのような中であっても、それぞれの経済的な事情や置かれている環境の許す範囲で、可能な限りそれぞれが望む葬送を実現できるようにすることで、葬送に対する不安を解消して、より生き生きと暮らせるようなまちにしていくなければならないと考え、以下のビジョン(将来の目指す姿)を掲げました。

### 【将来の目指す姿】

**それぞれの尊厳ある葬送を実現できるまち**  
～ 葬送に不安なく、より生き生きと暮らし続けるために ～

### 【具体的なイメージ】



#### 【意識が変わり行動している】

- 生前に葬送のことを考えて準備している
- 準備したことを身近な人と共有している



補完

#### 【安定的な環境が整備されている】

- 単身者の葬送をする体制が整っている
- 火葬場や墓地が安定的に運営できている

- ひとりひとりが「葬送のことを自分事として考えて準備をする」という意識を持って行動し、その準備したことを身近な人と共有している。
- 少子高齢社会と多死社会に対応した火葬場や墓地がきちんと整備・運営されており、特に単身者の葬送の不安を解消する体制も整備されている。

### ○ビジョンの実現に向けて

行政と葬送関連の事業者が協力して、火葬場や墓地、希望する葬送の実現のお手伝いをする体制などを整備するだけでは、ビジョンは実現できません。

市民のみなさんが、「いつか必ず身近な人の最期を見送る、または自分自身が見送られることになる」という事実をしっかりと受け止め、考え、準備をするという、行動に繋がっていただくことが不可欠なのです。



## 第3章 札幌市の葬送を取り巻く状況

少子高齢化の進展と多死社会の到来によって、札幌市の葬送を取り巻く状況は具体的にどう変化していくのでしょうか。第2章で掲げたビジョンを実現するにあたって、問題となる点を中心に、現在と将来の状況を分析しました。

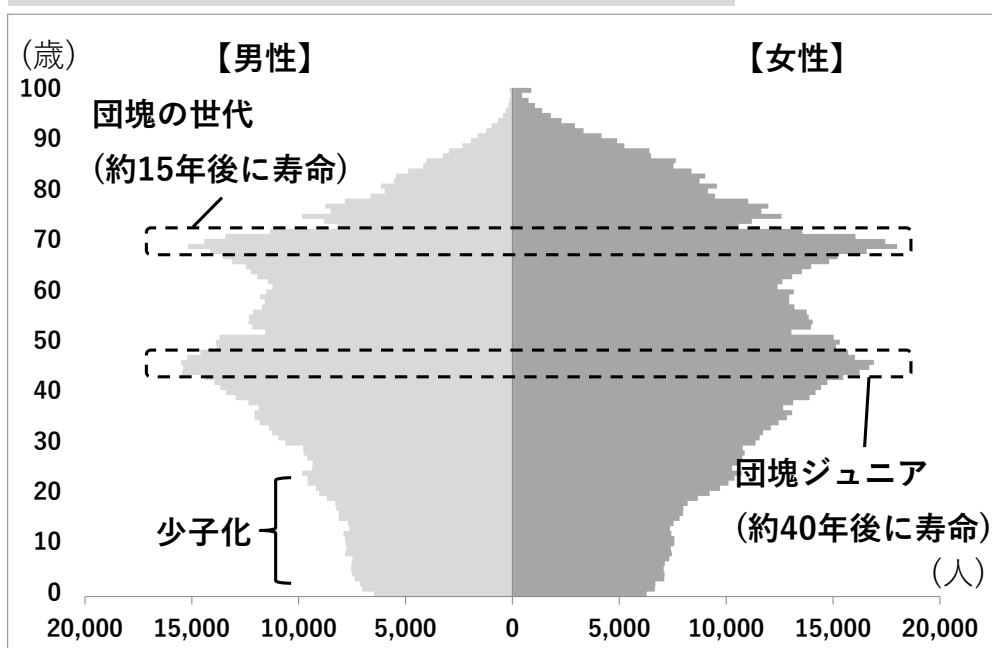
### 1 多死社会の到来

札幌市の人口は平成31年(2019年)4月1日時点で約195万人、このうち、65歳以上の高齢者は約53万人で約27%を占めています。

札幌市の人口ピラミッド<sup>8</sup>を見ると、2つのピークがある壺形をしています。1つ目のピークは昭和22年(1947年)～昭和24年(1949年)に誕生した団塊の世代で、2つ目のピークは昭和46年(1971年)～昭和49年(1974年)に誕生した団塊ジュニア世代を表しています。団塊の世代はおよそ15年後に、団塊ジュニア世代はおよそ40年後に寿命を迎えると予測されており、多くの方が亡くなる状態が続く多死社会が訪れると考えられます。(図3-1)

多死社会の到来によって、火葬件数の増加による火葬場の不足や、墓の後継ぎが不在となる無縁墓の増加、単身高齢世帯の増加による孤立死の増加など、火葬場や墓地に関するさまざまな問題が起きることが予測されています。

図3-1 札幌市の人口ピラミッド(2019年4月現在)



出典：札幌市住民基本台帳人口(2019年4月1日)。

<sup>8</sup> 人口ピラミッド：男女別に年齢ごとの人口を表した棒グラフ。

## 2 火葬場の問題

### (1) 札幌市内の火葬場の概要

札幌市には里塚斎場と山口斎場の2ヶ所の火葬場があります。その概要は表3-2のとおりです。

表 3-2 札幌市内の火葬場の概要

| 名称   | 供用開始年月                 | 火葬炉数 | 設計上限火葬能力   | 特別控室数 | 収骨室数 | 運営形態                          |
|------|------------------------|------|------------|-------|------|-------------------------------|
| 里塚斎場 | 昭和 59 年<br>(1984 年)7 月 | 30 炉 | 18,000 件/年 | 30 室  | 8 室  | 直営<br>(一部委託)                  |
| 山口斎場 | 平成 18 年<br>(2008 年)4 月 | 29 炉 | 21,750 件/年 | 31 室  | 14 室 | PFI<br>(BOT 方式) <sup>10</sup> |

札幌市の火葬場は予約制ではなく、到着順に火葬を受け付けており、昭和 50 年(1975 年)4 月から市民の火葬料は無料としています。(市外の方を火葬する場合は 1 体 49,000 円)

また、昭和 59 年(1984 年)に里塚斎場を開場した時から、友引<sup>10</sup>に当たる日を休場としているため、札幌市内では友引に火葬をすることができません。これは、それまでの友引日の火葬実績が極めて少なかったことや、精密機器の導入により機器の点検日を確保する必要があったからです。

### (2) 火葬件数の増加と偏り

#### ア 年間火葬件数の推移と予測

札幌市の火葬場における 1 年間の火葬件数は、平成 12 年(2000 年)以降増加の一途をたどっており、平成 30 年(2018 年)には過去最大の 20,827 件/年となりました。(図 3-3)

札幌市の火葬場における年間の設計上限火葬能力は、里塚斎場 18,000 件/年、山口斎場は 21,750 件/年で、各火葬場の設計上限能力と同水準まで火葬件数が増えており、既に 1 施設のみでは対応しきれない状態となっています。

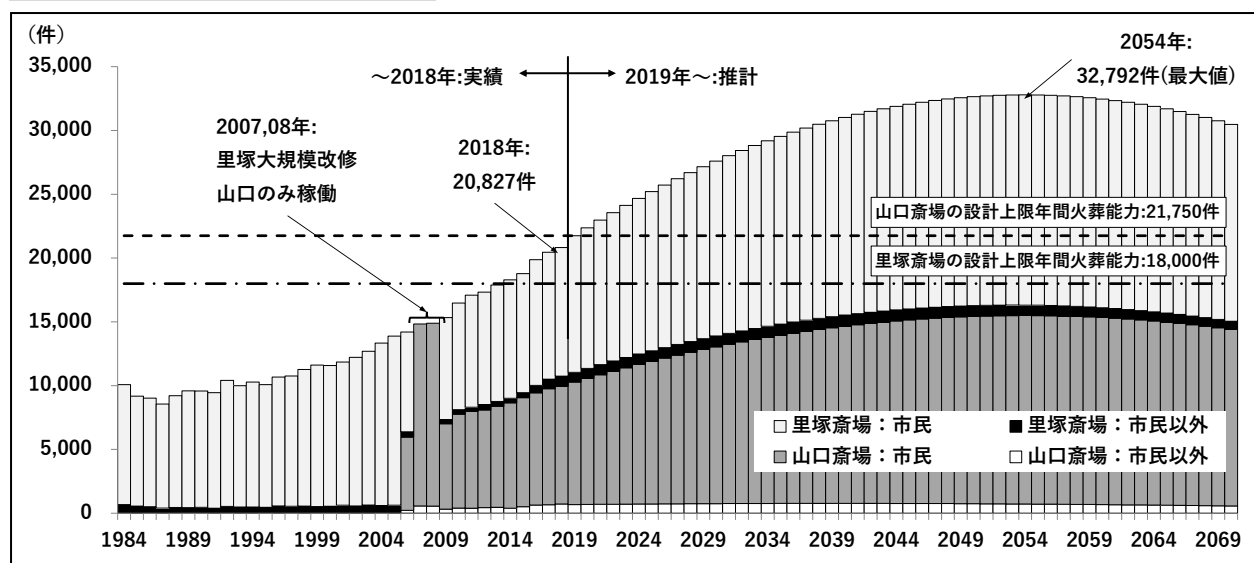
<sup>9</sup> PFI(BOT 方式)：PFI とは Private Finance Initiative の略称で、公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間事業者の資金や能力を活用して行う手法のことです。BOT 方式は PFI の手法の一つで、民間事業者が施設を建設し、一定期間、維持管理・運営した後、公共に施設所有権を移転する方式です。BOT は Build Operate and Transfer の略称です。

<sup>10</sup> 友引：七曜日と同様の暦注である六曜のうちの一つの曜日。「友を引く」「災が友に及ぶ」と読めることから、この日に葬儀、火葬を行うことを避ける風潮があります。しかし「友引」の元々の意味は「共引き」「良くも悪くもない」であり、「友を引く」との解釈は誤りです。

高齢化の進展に伴う死亡者数の増加により、今後も火葬件数は増加し続け、令和 36 年(2054 年)には最大値の約 32,800 件/年に達すると予測しています。

平成 19 年(2007 年)、平成 20 年(2008 年)に実施した里塚斎場の大規模改修の時のように、今後火葬場を長期間全休止しての改修が必要になった時には、希望する日時に火葬できない、火葬するまで何日も待たされるなど、市民に大きな影響が出ることが避けられない状況です。

図 3-3 札幌市の年間火葬件数



※1 2019 年以降は推計

※2 ※年間設計上限の火葬能力とは、1 年を通じて火葬場の安定的な運営ができると考えられる火葬炉の使用数から算出した火葬件数で、「稼働日数 300 日×里塚：30 炉・山口：29 炉×里塚 2 回・山口 2.5 回」による

出典：札幌市

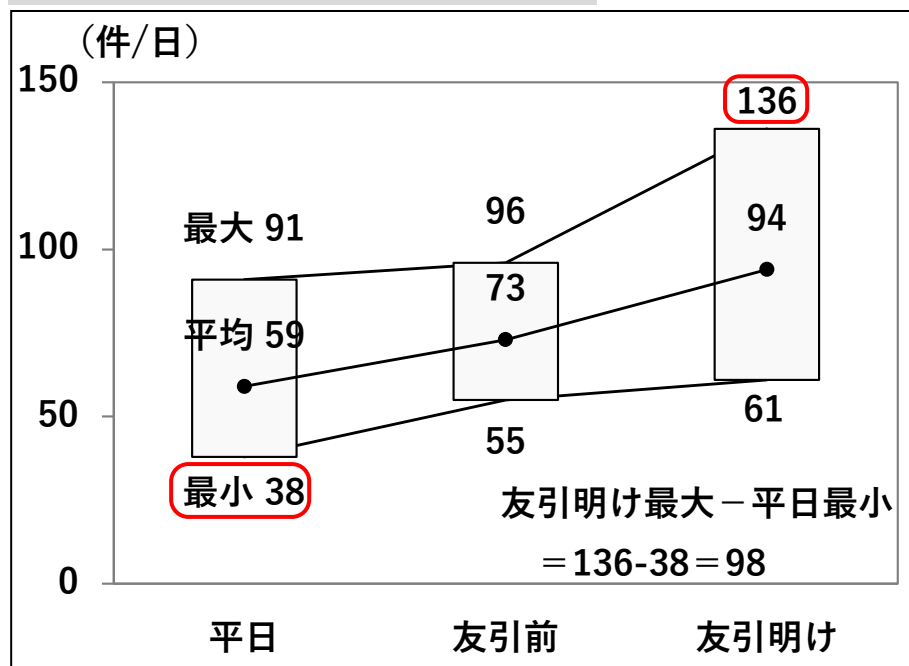
## イ 日別火葬件数の推移と予測

友引の前後とこれら以外の平日における日別火葬件数を比較すると、友引の前後、特に友引の翌日(友引明け)の火葬件数が平日よりも多くなっています。(図 3-4)

平日における最小値(38 件)と、友引明けの最大値(136 件)を比較すると 98 件もの差が生じており、火葬件数は日によって大きく偏っている状態です。

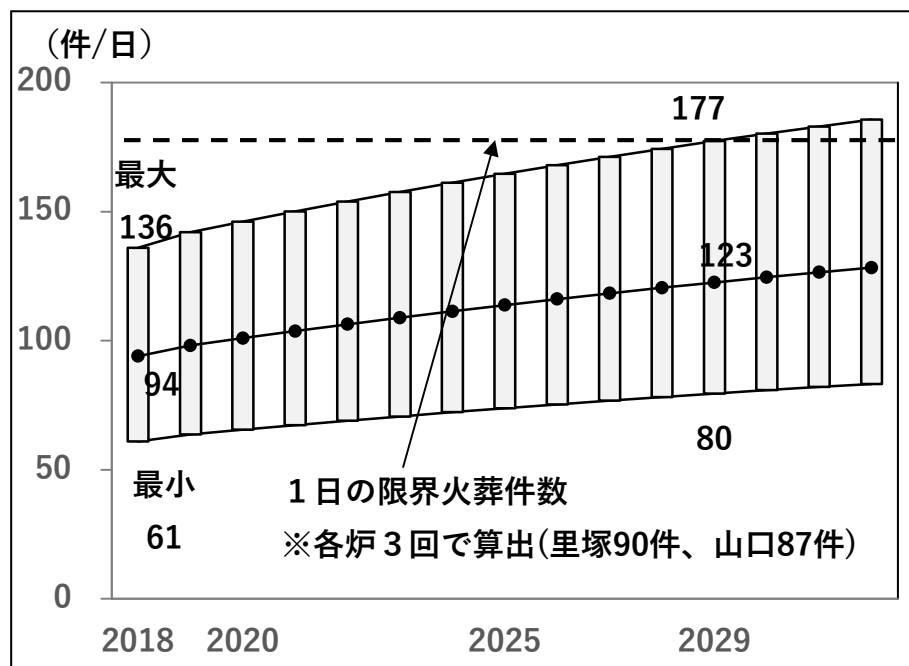
仮に友引を休場する現在の運用を続けたとすると、令和 11 年(2029 年)ごろには友引明けの火葬件数が既存の 2 施設では対応できなくなる日が出てくることが予測されます。(図 3-5)

図 3-4 2018 年度の日別火葬件数の内訳



出典：札幌市

図 3-5 友引明けの火葬件数の推計



出典：札幌市

※限界火葬件数とは、1日に火葬できる最大の件数のことで、この水準を継続して安定的に火葬場を運営することは困難である。

## ウ 時間帯別出棺件数

葬儀場からの出棺時間(葬儀場から火葬場に向けて出発する時間)を見ると、10時と11時に集中していることがわかります。(図3-6)これは告別式が9時や10時から始まることが多いためであり、葬儀場から火葬場までの移動時間を考慮すると、10時30分と11時30分頃に火葬のピークが現れることになります。

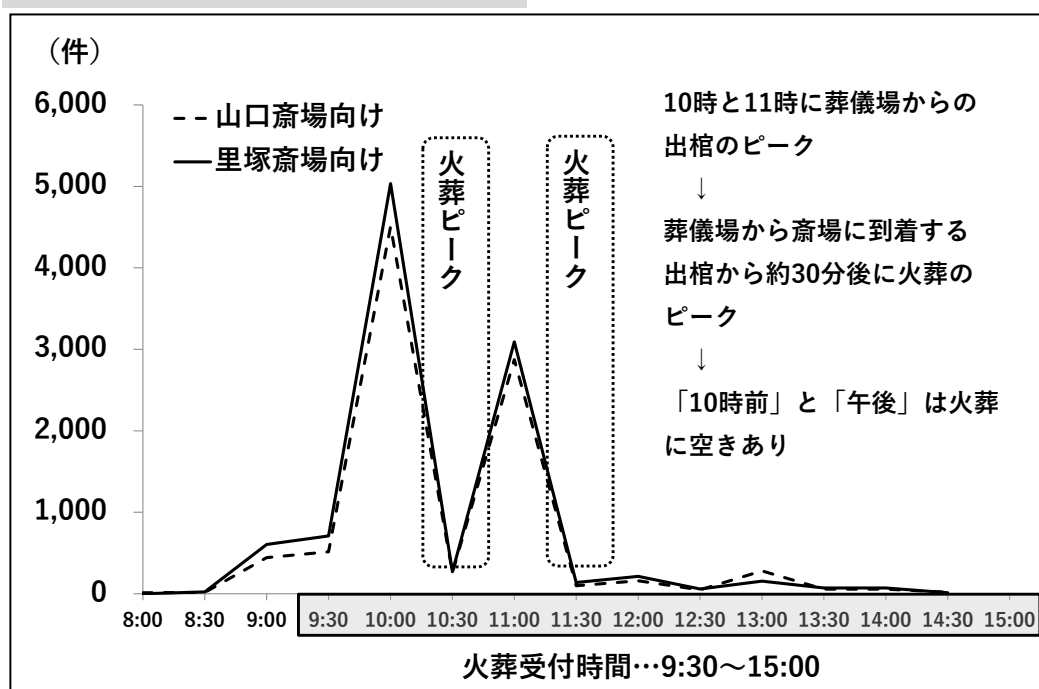
このように午前中に火葬件数が偏るのは、北海道では火葬の後に法要を行うのが一般的であるためです。

現在も、火葬件数の多い友引明けの午前中は、火葬炉が全て使用中になってしまい、会葬者の方はバスの中などで待たなければならないことがあります。

今後、火葬件数が増加していくと、このような状況がさらに深刻化することが予測されます。

なお、火葬は9時30分から15時まで受付しており、午後からの火葬は、午前に比べて非常に少ない状態となっています。

図3-6 2017年度時間帯別出棺件数



出典：札幌市

### (3)里塚斎場の問題点

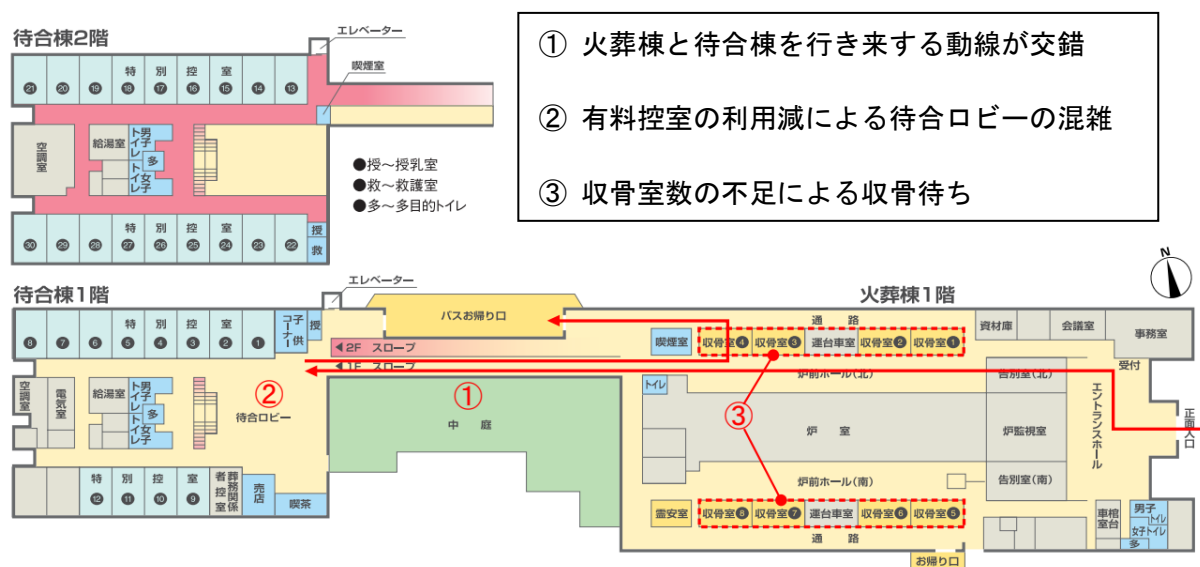
里塚斎場は、昭和 59 年(1984 年)に稼働してから 35 年が経過し、建物の老朽化が進み、雨漏りや外壁の浮きが発生しています。

また、火葬棟と待合棟が 1 本の渡り廊下でつながっている構造のため、「火葬棟から待合棟に向かう人」と「待合棟から収骨のために火葬棟に向かう人」の動線が交錯するといった問題があります。(図 3-7)

他にも、核家族化などに伴い 1 件当たりの会葬者数が減少していることなどから、有料の特別控室の使用率が低くなり、待合ロビーが混雑することが多い、火葬炉が 30 炉あるのに対して収骨室が 8 室しかなく、火葬が終了していても収骨室が空くまで待たされるなど、施設の構造上の問題があります。

さらには、非常用電源の冷却設備の問題から、長時間の稼働ができないため、平成 30 年度(2018 年度)に発生した北海道胆振東部地震の大規模停電時には、火葬設備を一部停止し、能力を抑制するなど、万が一の時の対応に不安が残るという危機管理上の問題もあります。

図 3-7 里塚斎場の見取図とその構造上の問題点

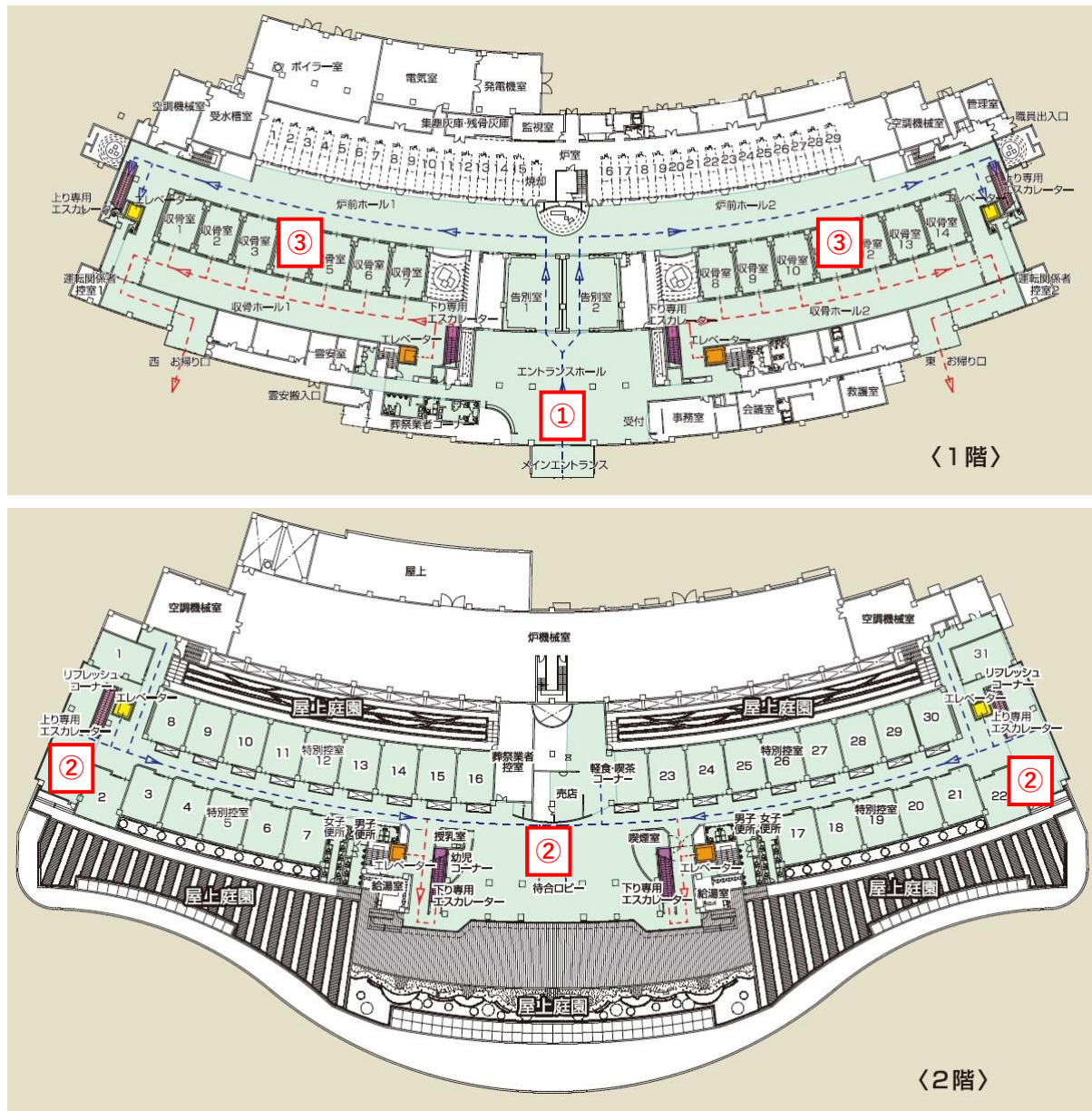


一方、山口斎場は、平成 18 年(2006 年)に稼働を開始した比較的新しい施設のため、老朽化による問題はありません。

また、受付は 1 つであるものの、左右に広がった構造であるため、それ以降の告別・火葬・待合・収骨・退館の流れを、動線が交錯することなく行うことができるようになっていきます。(図 3-8)

そのほか、山口斎場は里塚斎場の問題点を踏まえた設計としているため、現時点で運営上の支障は特に発生していない状況です。

図 3-8 山口斎場の見取図





### 3 墓地と納骨堂の問題

#### (1) 札幌市が管理する墓地の状況

札幌市が管理する墓地としては、平岸霊園・里塚霊園・手稲平和霊園の3ヶ所の霊園と17ヶ所の旧設墓地があります。(表3-9)

3ヶ所の霊園は、墓じまい<sup>11</sup>によって生じた空き区画が一定数たまった場合に限り、不定期的に墓地使用者の再公募を行っています。

17ヶ所の旧設墓地の多くは、札幌開拓の時代に、当時の入植者のための墓地として開設されたもので、昔からあるお墓を代々継承していく方に限り使用を認めており、新規の使用者募集は行っていません。

旧設墓地の使用者からは、管理料を徴収していませんので、最低限の維持管理となっているのが現状です。

表 3-9 札幌市が管理する霊園・旧設墓地

| 分類             | 名称   | 住所           | 開設年月     | 総区画数   |
|----------------|------|--------------|----------|--------|
| 霊園<br>(3箇所)    | 平岸   | 豊平区平岸5条15丁目  | 昭和16年8月  | 12,581 |
|                | 里塚   | 清田区里塚468番地外  | 昭和41年6月  | 26,573 |
|                | 手稲平和 | 西区平和387番地外   | 昭和48年8月  | 2,962  |
|                | 計    |              |          | 42,116 |
| 旧設墓地<br>(17箇所) | 円山   | 中央区南4条西28丁目  | 明治25年    | 1,450  |
|                | 盤渓   | 中央区盤渓203番地   | 大正4年     | 35     |
|                | 上篠路  | 北区篠路4条9丁目    | 明治5年     | 435    |
|                | 中沼   | 東区中沼町215番地   | 昭和7年     | 34     |
|                | 苗穂   | 東区東苗穂5条2丁目   | 明治19年    | 116    |
|                | 丘珠   | 東区丘珠町645番地   | 明治5年     | 185    |
|                | 白石本通 | 白石区平和通10丁目北  | 明治13年    | 744    |
|                | 月寒   | 豊平区月寒西3条8丁目  | 明治5年     | 495    |
|                | 澄川   | 豊平区平岸2条18丁目  | 明治10年代後半 | 316    |
|                | 北野   | 清田区北野2条2丁目   | 明治29年    | 184    |
|                | 八垂別  | 南区川沿町1813番地  | 明治21年    | 108    |
|                | 藤野   | 南区藤野4条8丁目    | 明治45年    | 375    |
|                | 滝野   | 南区滝野31番地     | 明治36年    | 33     |
|                | 発寒   | 西区発寒5条6丁目    | 明治11年    | 189    |
|                | 手稲   | 手稲区手稲本町4条4丁目 | 明治10年代後半 | 545    |
|                | 山口   | 手稲区手稲山口347番地 | 明治18年    | 107    |
|                | 屯田   | 石狩市花川東670番地  | 明治24年    | 164    |
|                | 計    |              |          | 5,515  |

出典：札幌市

<sup>11</sup> 墓じまい：継ぐ人や縁のある人がいなくなる、または、遺族に管理の手間をかけさせたくないなどの理由から、現在ある墓を撤去することです。墓に埋蔵されていた遺骨は、他の墓所に移すことになります。



## (2) 札幌市営霊園の問題

### ア 市営霊園の老朽化

3ヶ所の霊園については、平成28年(2016年)と平成29年(2017年)に園路の雨水排水施設、道路舗装、階段、石積み、四阿<sup>あずまや</sup>などの状況を調査したところ、修繕が必要なものを全て直すためには約33億円の費用がかかることがわかりました。

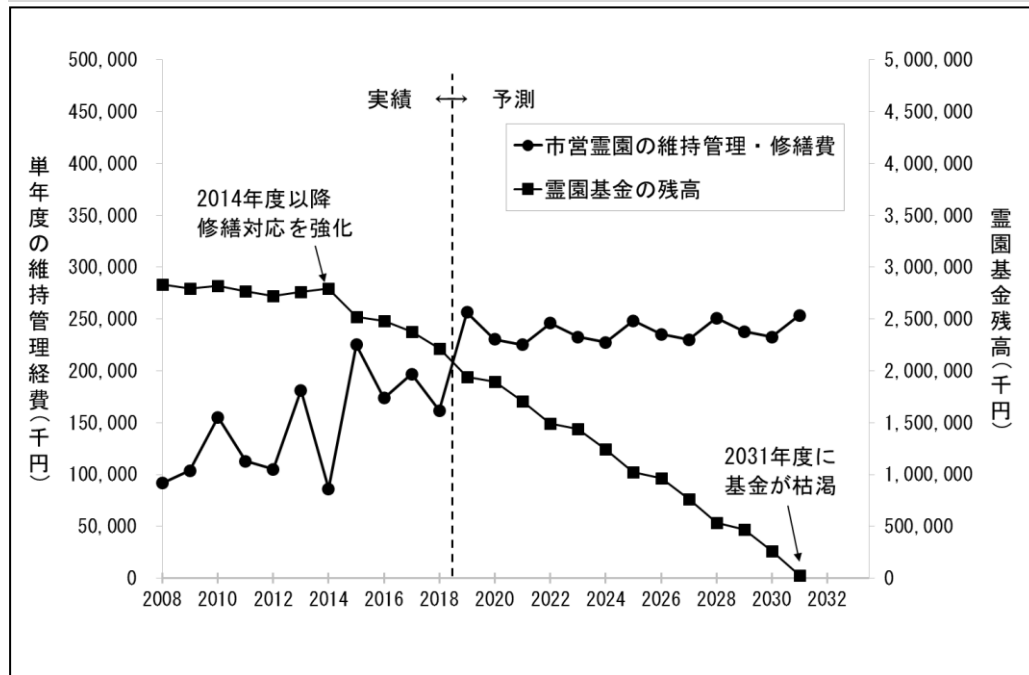
また、老朽化が進んでいる里塚霊園・手稲平和霊園の管理事務所や平岸霊園の納骨堂を建て替える場合には、さらに約3億円の費用がかかる見込みです。

### イ 霊園基金の逡減

3ヶ所の霊園では、墓所を使用開始する際に、墓所使用料とともに20年分の清掃手数料を徴収し、それらを「霊園基金」として積み立て、その運用益によって霊園の維持管理や整備・修繕を行ってきました。

しかし、昨今の低金利政策の影響で運用益が減少したことや、各霊園の老朽化などに伴い2014年度から修繕対応を強化してきたこともあって、霊園基金はどんどん減ってきており、今の水準の修繕を継続すると、2031年度には基金が枯渇してしまう見通しです。(図3-10)

図3-10 市営霊園の維持管理・修繕に係る経費と霊園基金の残高の推移



出典：札幌市

## ウ 無縁墓への対応

札幌市が管理する市営霊園・旧設墓地には、約 46,800 の墓所区画がありますが、このうち、「数年放置されていると思われるほど、墓所の草木が伸びている」「墓石が倒れて放置されている」などの「無縁化している疑いがある区画」、または「墓石(特に竿石<sup>12</sup>)が傾いている」などの「墓石の倒壊の恐れがある区画」は 820 件(約 2%)でした。(表 3-11)

また、市営霊園と旧設墓地の墓地使用者の情報を集約している墓地管理システムの登録情報によると、「使用者の年齢が 100 歳以上の区画」、または「郵便物が宛先不明で返戻された区画」が 6,433 件(約 14%)もありました。(表 3-11)

これらは、相続や住所変更などの必要な手続きを失念している可能性が高いと考えられ、その多くが無縁墓になっている、または、今後、無縁墓になる可能性が高いと思われます。

表 3-11 市営霊園・旧設墓地の区画の状況

### 墓地の外観による分類

| 分類       | 基数       | 820 件<br>(2%) |
|----------|----------|---------------|
| 無縁化疑い(①) | 657 基    |               |
| 倒壊恐れ(②)  | 57 基     |               |
| ①かつ②     | 106 基    |               |
| 総墓石数     | 46,748 基 |               |

### 墓地管理システムにおける分類

| 分類            | 基数       | 6,433 件<br>(14%) |
|---------------|----------|------------------|
| 使用者が100歳以上(③) | 546 基    |                  |
| 使用者の転居先不明(④)  | 5,578 基  |                  |
| ③かつ④          | 309 基    |                  |
| 総墓石数          | 46,748 基 |                  |

※平成 30 年度調査による  
出典：札幌市

<sup>12</sup> 竿石：お墓の一番上にある石のこと。

### (3) 札幌市内と近郊市町村の民間墓地と納骨堂

#### ○民間墓地

札幌市内と近郊市町村(岩見沢市、三笠市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市)における、民間墓地の状況は表 3-12 のとおりです。

札幌市の近郊も含めると、墓地にはまだまだ空き区画があることや、墓じまいが増加していること、墓地・納骨堂の有期限<sup>13</sup>利用・合葬墓<sup>14</sup>の需要増などもあって、しばらくの間は墓地が足りなくなることはないと考えられます。

**表 3-12 札幌市内・近郊市町村の墓地の状況**

| 墓地の種類                                | 空き区画数                | 総区画数                  |
|--------------------------------------|----------------------|-----------------------|
| 市内民間 3 霊園                            | 28,657               | 88,827                |
| 市近郊市町村の 500 区画以上 <sup>※1</sup> の民間墓地 | 36,721 <sup>※2</sup> | 91,036                |
| 計                                    | 65,378 <sup>※2</sup> | 179,863 <sup>※2</sup> |

※1:「500 区画以上」としたのは、檀家・信徒・門徒のみを対象としていると考えられる小規模な寺院墓地などを除外するため。

※2: 推計値。

出典:「札幌市における墓地等のあり方の検討に向けた基礎調査」(2017 年度)

#### ○納骨堂

札幌市内と近郊市町村の納骨堂の状況は表 3-13 のとおりです。屋内に遺骨を収蔵する施設である納骨堂は、宗教法人が経営しており、そのほとんどは檀家・信者のために設置しているもので、誰でも利用できるものではありません。檀家・信者からの要望を受け、毎年一定程度の納骨堂が新設・増設されているため、こちらも足りなくなることはないと考えられます。

**表 3-13 札幌市内・近郊市町村の納骨堂の状況**

| 納骨堂の種類                              | 空き壇数                | 総壇数    |
|-------------------------------------|---------------------|--------|
| 市内 500 壇以上 <sup>※1</sup> の納骨堂       | 14,769              | 59,188 |
| 市近郊市町村の 500 壇以上の民間納骨堂 <sup>※1</sup> | 8,389 <sup>※2</sup> | 35,884 |
| 計                                   | 23,158              | 95,072 |

※1:「500 壇以上」としたのは、札幌市が空き壇数などを把握するために実施している調査の対象が 500 壇以上の納骨堂としているため。近郊市町村においても同様とした。

※2: 推計値。

出典:「札幌市における墓地等のあり方の検討に向けた基礎調査」(2017 年度)

<sup>13</sup> 有期限: 契約時に指定した期間が経過すると、遺骨は合葬墓へ移され、墓石は撤去される墓所の使用契約のこと。墓の後継ぎが不在となっても、無縁化することがないのが特徴です。契約期間を延長できる場合もあります。

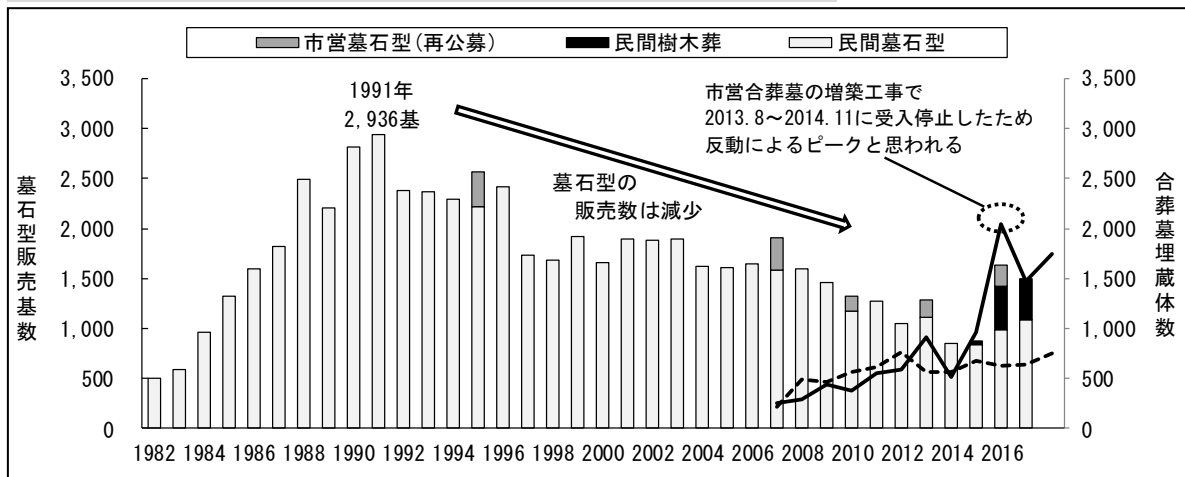
<sup>14</sup> 合葬墓: 家族以外の方の遺骨も、同一の墓所に埋蔵する墓のこと。

## (4) 墓地ニーズの多様化

### ○墓の形態について

核家族化の進展などにより、墓石型の需要は減少傾向にある一方、樹木葬<sup>15</sup>や合葬墓といった新しい形態のお墓への需要は増加傾向にあります(図 3-14)。

図 3-14 札幌市内の墓所販売数・合葬墓の利用実績の推移

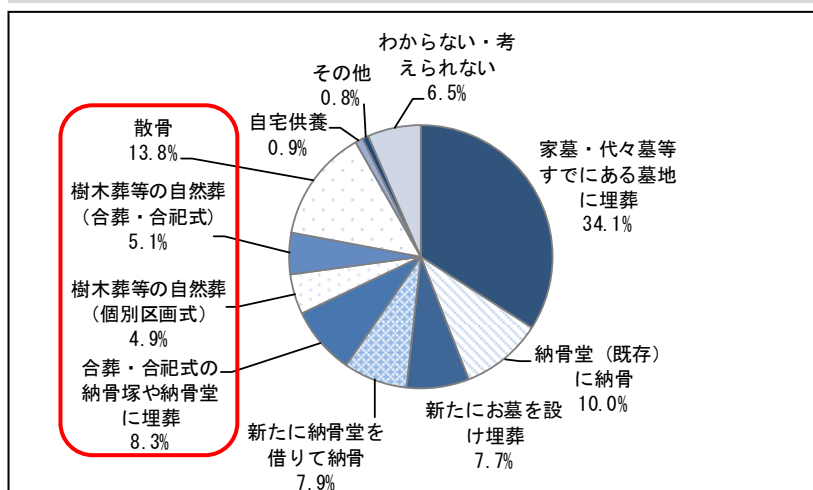


※2005 年以前の合葬墓の受入実績は不明、市営は引取者のない遺骨は除く

出典：札幌市

また、市民アンケート調査によると、「自分が亡くなった時に新たにお墓や納骨堂を設けて埋葬してほしい」という希望は約 16%であった一方、合葬や樹木葬などの自然葬、散骨<sup>16</sup>といった、新しい形態の埋葬を望む意見は約 32%に達しています。(図 3-15)

図 3-15 自分自身が亡くなった時の理想とする埋葬・納骨堂の形式



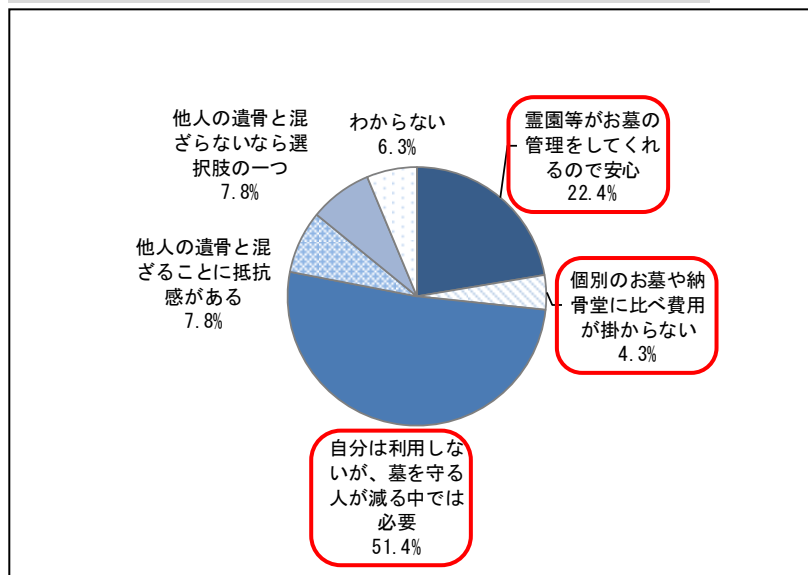
出典：札幌市における墓地等のあり方の検討に向けた調査(2017 年度)

<sup>15</sup> 樹木葬：墓石の代わりに樹木を墓標やシンボルとする墓の形態のこと

<sup>16</sup> 散骨：粉状にした遺骨を海や山林などに撒くこと。なお、札幌市では条例や規則などで定められてはいませんが、墓地として許可を受けたところ以外に散骨しないよう指導しています。

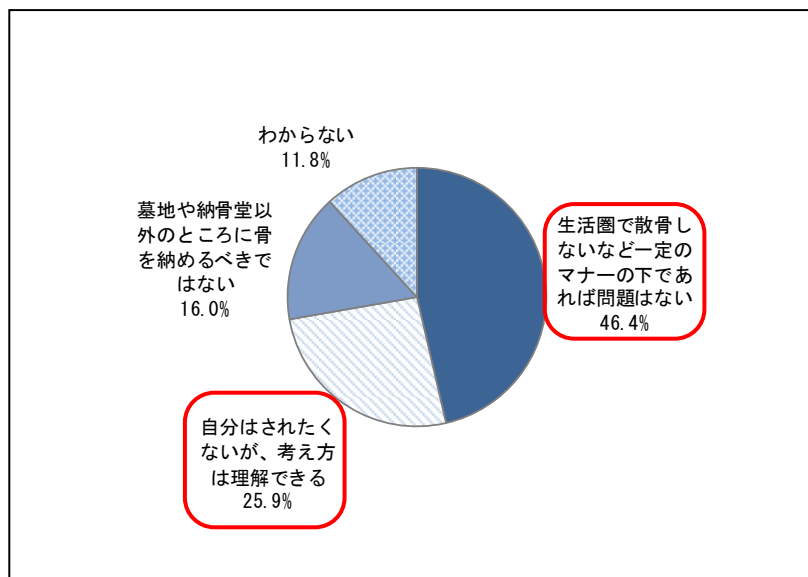
札幌市営霊園にお墓を持っている人に対するアンケート調査では、合葬墓に対して肯定的な意見を持つ方や、散骨を容認する意見を持つ方が7割を超えており、新しい形態の埋葬などに対する否定的な意見は少なくなっています(図3-16、図3-17)。

図 3-16 合葬墓にどのような印象を持っているか



出典：札幌市営斎場・霊園利用者アンケート調査(2018 年度)

図 3-17 散骨についてどう思うか

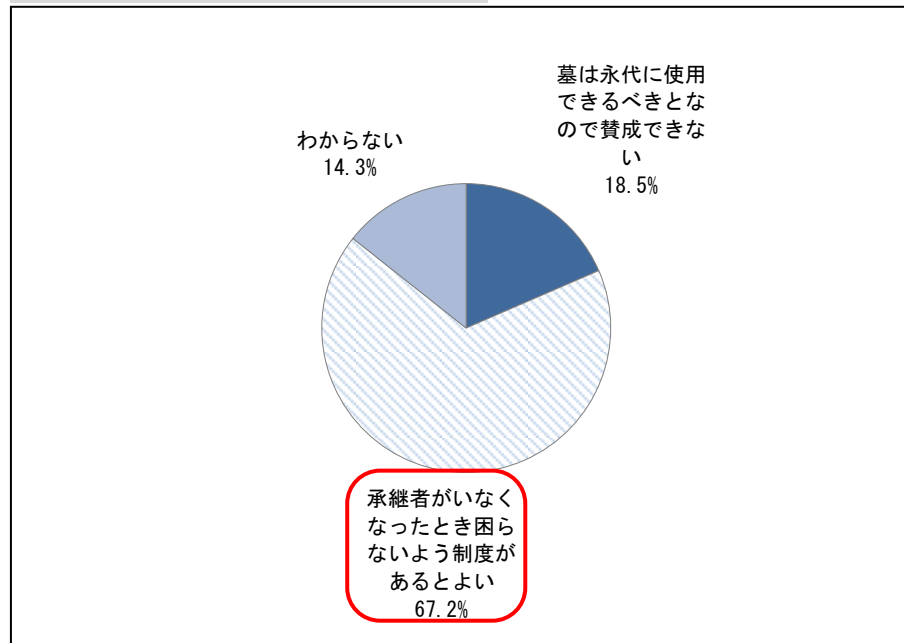


出典：札幌市営斎場・霊園利用者アンケート調査(2018 年度)

## ○墓の使用契約について

墓の使用契約は、特に期限を定めず、管理料を納めている限り使用できるものが一般的ですが、墓の有期限使用についても「制度があると良い」とする意見が約7割となっています。(図 3-18)

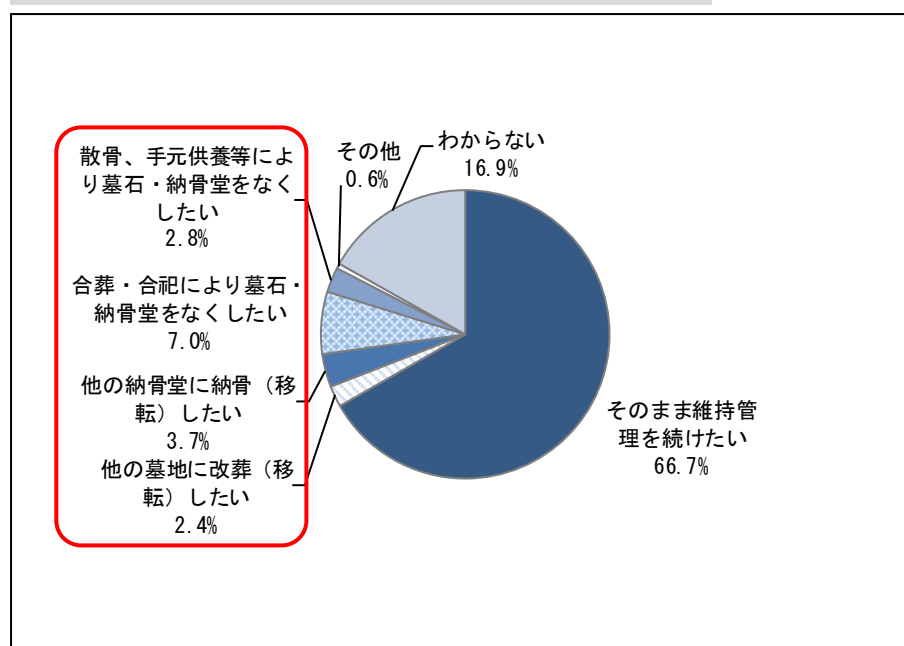
図 3-18 有期限制度をどう思うか



出典：札幌市営斎場・霊園利用者アンケート調査(2018 年度)

また、既に家墓・代々墓などのお墓を持っている人の約 16%が、墓じまいや他の形態のお墓への変更を希望するなど、管理継続以外の意向を持っています。(図 3-19)

図 3-19 家墓・代々墓などをどのようにしたいか



出典：札幌市における墓地等のあり方の検討に向けた基礎調査(2018 年度)

## 4 引取者のない遺骨の問題

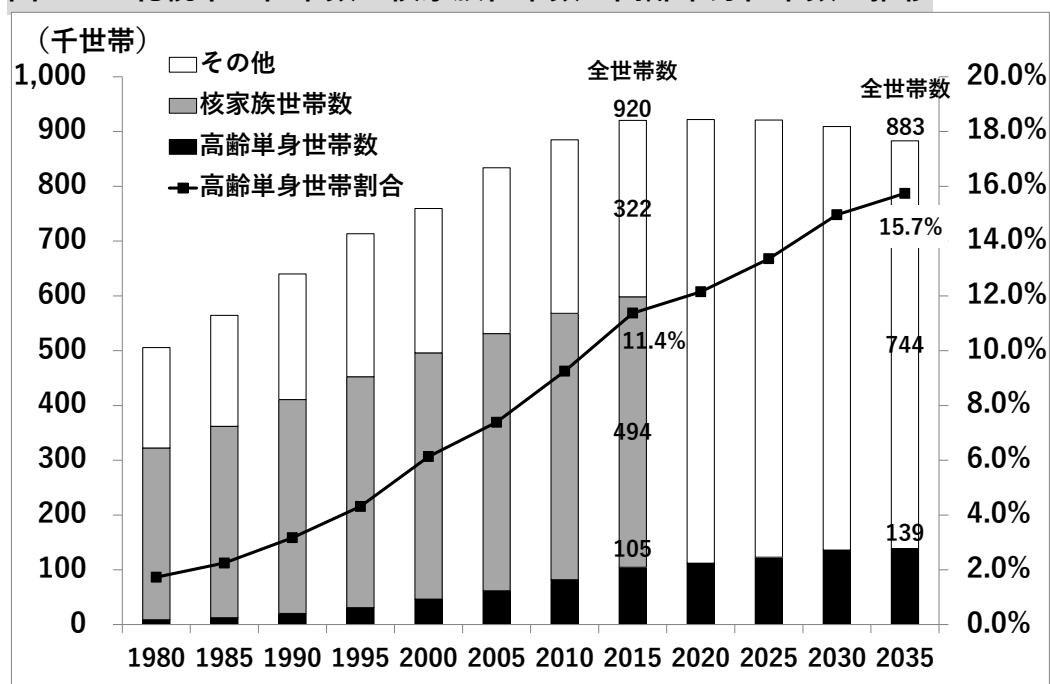
### (1) 世帯数の内訳と推移

札幌市の平成 27 年(2015 年)における世帯数は約 92 万世帯ですが、このうちの約 11 万世帯、全体の約 11%が高齢者の単身世帯です。(図 3-20)

今後、高齢単身世帯の数、割合ともに増加し、令和 17 年(2035 年)には約 14 万世帯、全体の約 16%に達すると予測されています。

高齢単身世帯で身寄りがいない方は、孤立死となってしまうおそれがあります。

図 3-20 札幌市の世帯数・核家族世帯数・高齢単身世帯数の推移



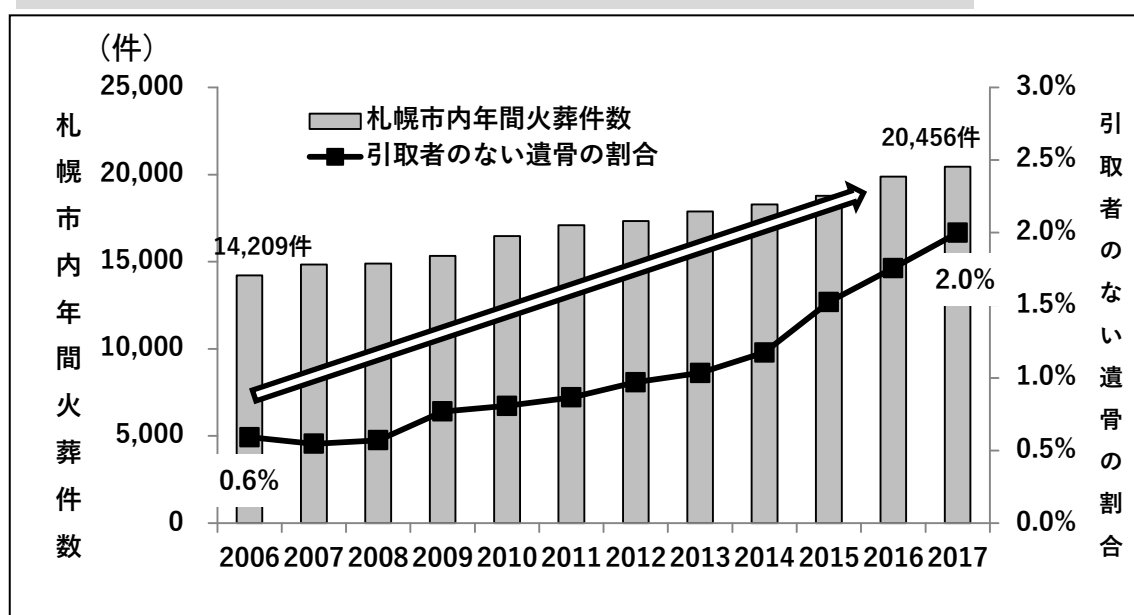
※2015 年までは国勢調査ベース、2020 年以降は推計値、核家族世帯数の推計データは無し

### (2) 引取者のない遺骨の増加

札幌市で、身寄りのない単身者などが亡くなり、引取者が分からない遺骨や、死亡者の親族などが引取を拒否した遺骨は、札幌市が3年間保管することとしています。その間に、戸籍調査などを行って死亡者の遺骨の引取者を探しますが、引取者が現れない場合は、「引取者のない遺骨(無縁仏)」として平岸霊園の合同納骨塚に納めています。

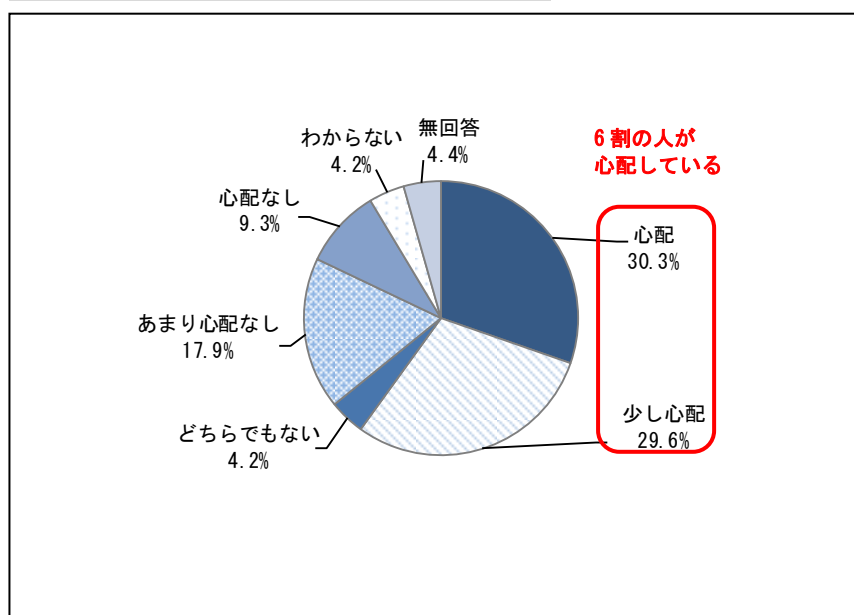
このような引取者のない遺骨は、核家族世帯や高齢単身世帯の増加による家族・親族関係の希薄化に伴って増加傾向にあり、平成 29 年(2017 年)には全火葬件数 20,456 件の約 2%に達しています。(図 3-21)

図 3-21 市内年間火葬件数、それに占める引取者のない遺骨の割合



また、一人暮らしの高齢者の6割が孤立死を心配していますが、孤立死の増加は引取者のいない遺骨の増加にも繋がるため、対応が必要な深刻な問題です。(図 3-22)

図 3-22 高齢者の孤立死に対する心配



出典：高齢社会に関する意識調査(一人暮らしの高齢者、2016年度)



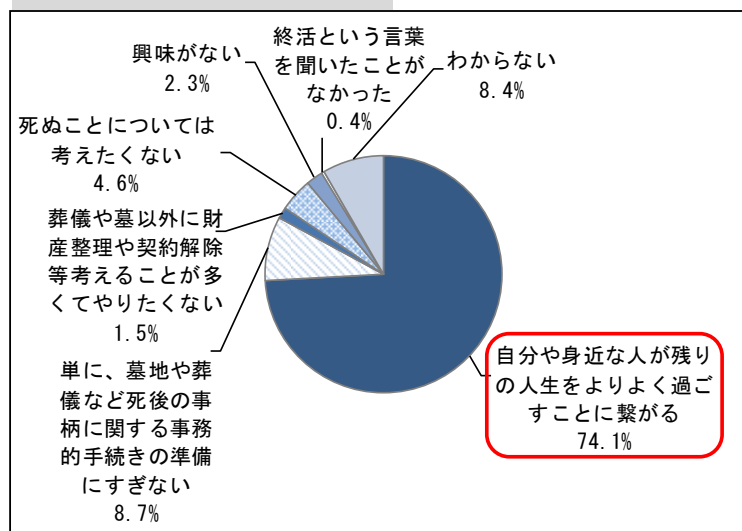
## 5 葬送に対する意識

札幌市の火葬場と墓地の利用者に対するアンケート調査において、「終活<sup>17</sup>にどのような印象を持っているか」を質問したところ、「自分や身近な人が残りの人生をより良く過ごすことに繋がる」という回答が約 75%とかなり高く、単なる死に対する準備としての認識にとどまっていなかったことが分かりました。(図 3-23、回答者の 95%が 50 代以上)

一方で、「実際に終活をしているか」という質問に対しては、「している」という回答は約 25%にとどまりました。(図 3-24)

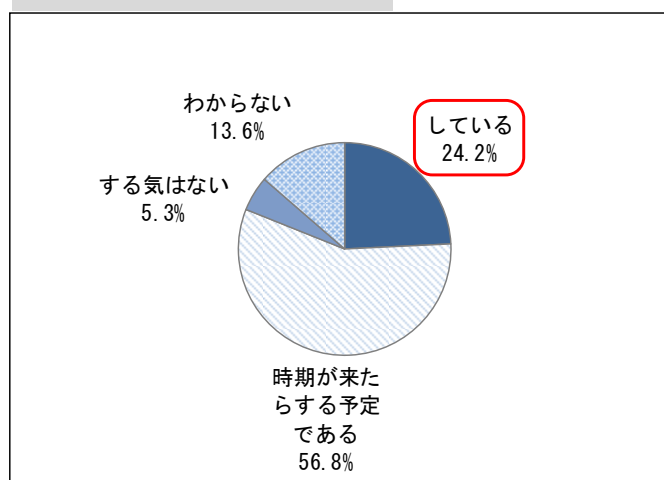
終活の重要性は多くの方が理解されているのですが、行動するまでには至っていないのが現状のようです。

図 3-23 終活に対する印象



出典：札幌市営斎場・霊園利用者アンケート調査(2018 年度)

図 3-24 終活をしているか



出典：札幌市営斎場・霊園利用者アンケート調査(2018 年度)

<sup>17</sup> 終活：人生の最期を迎えるにあたって、必要なさまざまな準備をすること。本基本構想では、特に葬送関係の準備をすることを指します。

## 第4章 基本目標と施策の方向性

第2章で示したビジョンの実現に向けて、第3章で示した札幌市の葬送を取り巻く状況を踏まえ、どのような施策を進めて行けばよいのでしょうか。

本基本構想の対象期間である2034年度を見据えた長期的な視点に立った3つの「基本目標」と、それぞれを達成するための「施策の方向性」を示します。

### 基本目標①：葬送について考え行動する市民の意識を醸成します

ビジョンの実現には、市民が葬送のことを自分事として考え、行動するという意識を持つことが不可欠です。このような葬送に関する意識を醸成するため3つの施策の方向性を設定しました。

#### 《意識醸成に関する施策の方向性》

##### ①葬送の準備をすることの意義や必要性を広めます

- 「生前のうちに葬送の準備をすることは葬送に関する不安を解消して、人生をより豊かにすることに繋がる」という認識を市民に浸透させます。
- 葬送の準備をしていたとしても、身近な人がそのことを知らなければ、万が一の時に役立てることができませんので、準備したことを身近な人と共有してもらうことを、色々な視点で広報し、働きかけます。

##### ②火葬場・墓地に関する問題と取組への理解を求めます

- 多死社会の到来によって今後深刻化する火葬場や墓地に関する問題を、しっかりと市民に理解していただくための周知・啓発を進めます。
- これらの問題解決に向け、今後検討する制度や運用の変更による効果を最大限に発揮させるため、市民の積極的な活用を進める啓発も進めます。

##### ③葬送関連事業者との連携による取組を進めます

- 親族などが亡くなった際に市民が葬儀やお墓のことで接する「窓口」となる葬祭業者や墓地経営者、葬送に関する支援を行うNPO法人などとの連携体制を構築して、市民の葬送に関する意識醸成の働きかけや、葬送に関する困りごとへの対応を進めます。

## **基本目標②：多死社会に対応した安定的な火葬場を実現します**

火葬場に関しては、今後訪れる多死社会においても、安定的に火葬を行える施設を実現するため、4つの施策の方向性を設定しました。

### **《火葬場に関する施策の方向性》**

#### **⑤ 遺族に寄り添った視点での火葬場運営を継続します**

- さらなる火葬件数の増加への対応にあたっては、火葬業務の効率化によって多くの件数をこなすのみならず、現在の火葬場の運営と同様に、故人の最期を送る場所に相応しい、遺族に寄り添った視点での対応を継続し、両立させます。

#### **⑥ ハード・ソフトの両面から最適な運営体制を構築します**

- 多死社会に対応した火葬場とするためには、火葬炉の増強や火葬場の建替えなどによる火葬能力の確保と、災害時への対応も考慮した施設整備(ハード面)について検討する必要があります。
- これらに加えて、現在休場としている友引日の翌日(友明)<sup>ともあけ</sup>や午前中に集中する火葬件数の分散化などの運用改善(ソフト面)や、より効率的な施設の運営手法についても併せて検討し、最小限の施設整備で火葬件数の増加に対応できる運営体制を構築します。

#### **⑦ さっぽろ圏における効率的・安定的な火葬体制を検討します**

- さっぽろ連携中枢都市圏ビジョンに基づき、札幌市周辺の市町村も含めたさっぽろ圏における火葬体制の効率化と安定性の維持、災害時の協力体制について、今後の火葬件数の予測や既存火葬場の老朽化度合、利用実態などを踏まえ、検討を進めます。

#### **⑧ 火葬場の使用に係る費用負担のあり方を見直します**

- 多死社会に対応した火葬場を実現するためには、施設整備や運用改善など、多岐に渡る取組を検討・実施する必要があります。
- これらの財源を確保するため、取組に要する費用を精査した上で、火葬料や特別控室などの火葬場の使用に係る費用負担のあり方を見直します。

## **基本目標③：少子高齢社会に対応した持続可能な墓地を実現します**

墓地に関しては、今後さらに進展する少子高齢社会においても、無縁墓などの施設を実現するために、4つの施策の方向性を設定しました。

### **《墓地に関する施策の方向性》**

#### **㊦官民の役割を踏まえ協働により市民ニーズに対応します**

- 札幌市における墓地や納骨堂の供給を担う民間墓地経営者や宗教法人と、これらへの指導監督や所得の少ない人や身寄りの無い人のためのセーフティネットとしての役割を担う札幌市が、それぞれの役割を果たすにあたって、相互の情報共有や連携の強化を図り、協働によって多様化するお墓のニーズに対応していきます。

#### **㊧市営霊園の無縁墓対策を進めます**

- 適切な管理や清掃がなされていない無縁墓が増加することは、霊園の環境悪化や周辺区画への悪影響に繋がることのみならず、霊園管理上の支障が生じることから、既に無縁化している墓への対応と墓所使用者の新たな墓の無縁化予防の両面から対策を進めます。

#### **㊨安全で利用しやすい市営霊園へ改善します**

- 市営霊園内の老朽化したさまざまな設備や管理事務所などについて、事故を未然に防ぐための改修や機能改善によって、より安全で利用しやすい霊園へと変えてゆきます。

#### **㊩市営霊園と旧設墓地の使用に係る費用負担のあり方を見直します**

- 少子高齢社会に対応した市営霊園と旧設墓地の安定的な維持・運営を実現するために、各霊園・墓地の施設改修や運営改善に必要な取組にかかる費用を精査した上で、公平・公正な料金制度となるよう費用負担のあり方を見直します。

---

# 第5章 各主体の関わり方

---

葬送の主役である市民をはじめ、葬送関連事業者や行政は、ビジョンの実現に向けて、どのように関わって行けばよいのでしょうか。

第4章の基本目標と施策の方向性に基づき、さまざまな場面における、各主体の関わり方をまとめました。

## 1 市民の関わり方

- 近い将来、多死社会が到来するということ、そしてこのことによって起こる葬送に関するさまざまな問題のことを理解する。
- 生前のうちに葬送について考えることを「縁起でもない」と避けたり、否定的に捉えたりするのではなく、早いうちから自分事として考え、あらかじめ準備をする。
- お盆や年末年始などの親族が集まる時に、葬送や墓の管理のことなどについて話し合う機会を持つなど、身近な人と共有する。

## 2 事業者の関わり方

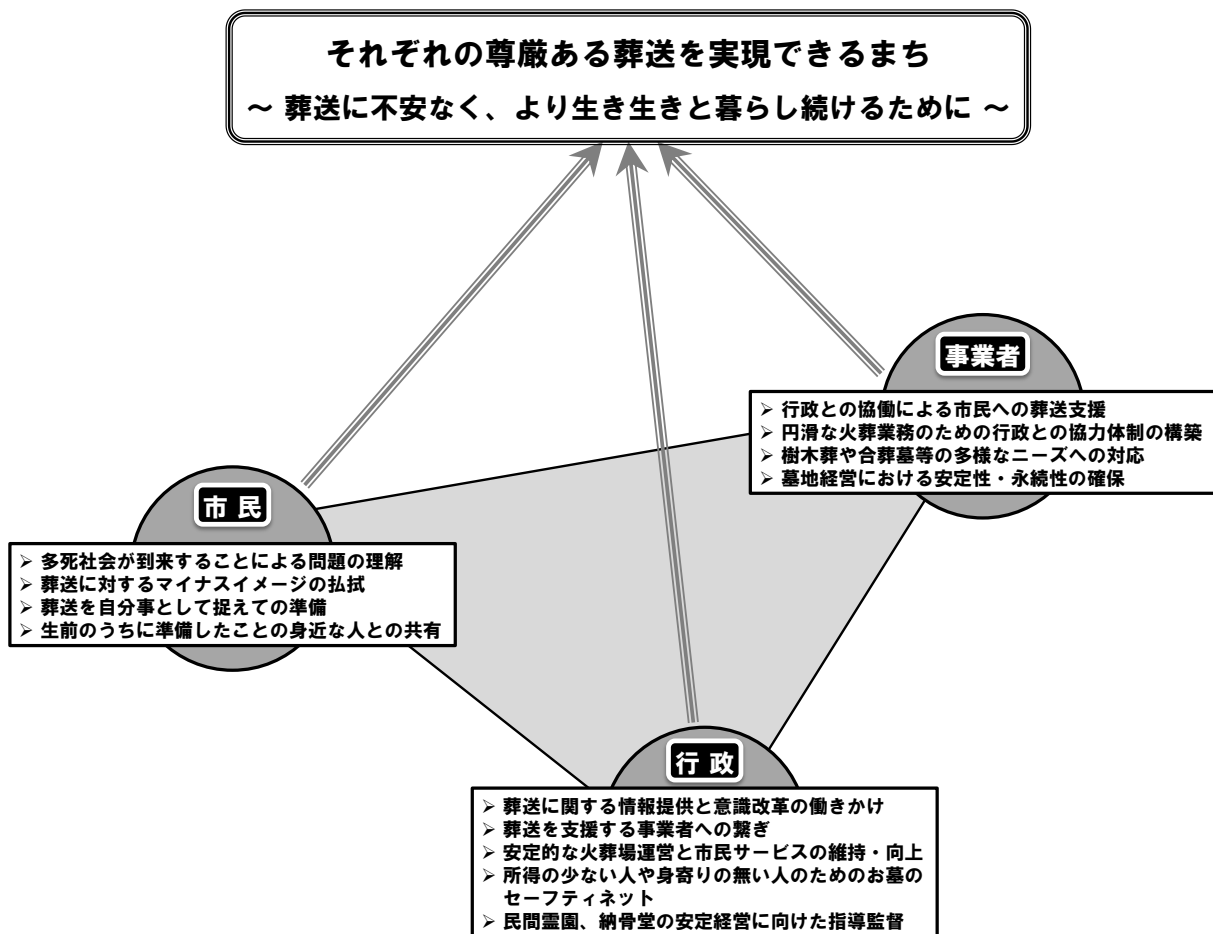
- 行市民への葬送に関する意識醸成や市民が尊厳をもって葬送を実現するための環境整備に行政と連携を図りながら取り組む。
- 火葬場の運営において、事業者と行政双方の業務を円滑に行うため、情報共有の仕組み作りや葬祭スケジュールの調整などの相互協力の取組を進める。
- 墓地の運営において、樹木葬や合葬墓、有期限の墓所など、市民の多様なニーズに対応した墓地サービスの提供と、利益の追求に傾倒せず、長期的に安定した墓地経営の継続に向けた取組を進める。

## 3 行政の関わり方

- 市民の意識改革や行動変化を促すため、葬送関連事業者との連携による葬送に関する基本的な知識の周知や普及啓発を行う。
- 葬送に関する困りごとのある市民に対して、支援を行う事業者へと繋ぐ。
- 火葬件数の増加に対応した安定的な火葬場の運営と市民サービスの維持・向上の両立を実現するための施設整備、運営体制の検討し、構築する。

- 札幌市内の墓地供給について、民間墓地経営者とも連携しながら、特に所得の少ない人や身寄りの無い人のためのセーフティネットとしての役割に重点を置いて、市民ニーズを踏まえた安定的な供給を図る。
- 「札幌市墓地等の経営の許可等に関する条例」に基づき、民間霊園や宗教法人が経営する納骨堂の安定経営に向けた指導・監督を行う。

図 5-1 ビジョンと各主体の関わり方の関係



## 第6章 基本構想の推進にあたって

少子高齢化の進展や多死社会の到来によるさまざまな問題を解決した姿を実現するための、今後の具体的な進め方をまとめました。

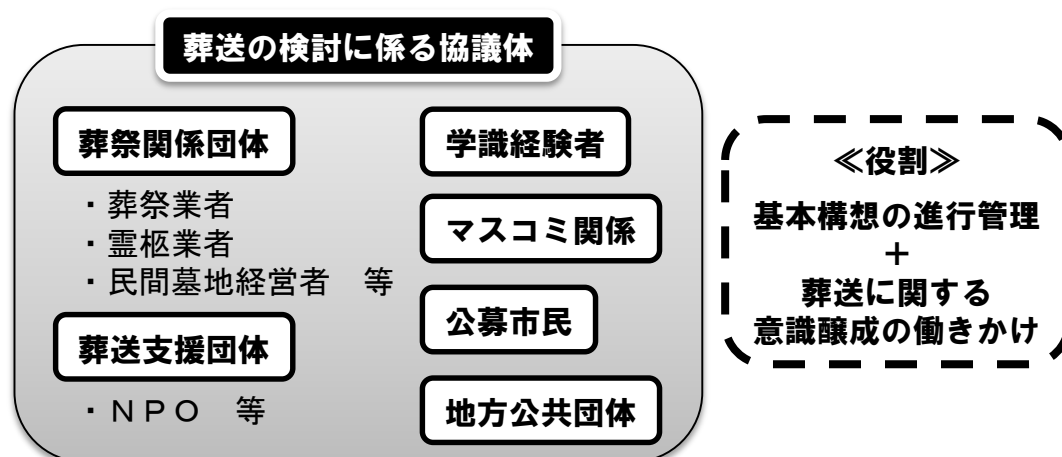
### 1 協議体の設置

ビジョンの実現に向けては、市民・事業者・行政それぞれがバラバラに取り組むのではなく、相互に連携して働きかけをすることで、より実効性のある取組が期待できます。

そこで、第4章で示した基本目標、施策の方向性に基づいて、ビジョン実現に向けた具体的な取組を検討し、その進捗を管理するための組織として、葬祭業者、霊柩業者、葬送関連 NPO 法人、学識経験者、民間墓地経営者、公募市民などで構成する協議体を設置します。

この協議体は、市民への葬送に関する意識醸成の取組を行う実施主体としての位置づけも担います。

図 6-1 葬送の検討に係る協議会



## 2 問題の解決手法の検討

少子高齢化の進展と多死社会の到来に伴う葬送に関するさまざまな問題の解決に向けて、第4章で示した基本目標「市民の意識醸成」「多死社会に対応した火葬場」「少子高齢社会に対応した墓地」のそれぞれについて、今後検討することをまとめました。

### ◀市民の意識醸成に関する検討▶

#### ①葬送に対する市民ニーズの把握

- 市民が葬送について知りたいと思っていることや心配なことなどを、アンケート調査などによって把握し、得られた情報に基づいて、葬送関連事業者との連携による意識醸成の働きかけや葬送の支援を検討します。

#### ②葬送に関する意識改革の働きかけ

- 市民の葬送に対する意識を変え、葬送に関する準備などの行動の実践へと導くため、葬送関係事業者との連携によって、葬儀や墓などに関して準備すべきことや、墓のメンテナンス方法などを周知するパネル展を行うなど、葬送に関する基本的な情報を市民へ周知・啓発するための、効果的な広報の仕方を検討します。

### ◀多死社会に対応した火葬場に関する検討▶

#### ③里塚斎場の建替・改修手法

- 令和元年度(2019年度)に実施した里塚斎場の躯体や設備の耐用年数などの分析結果を踏まえ、今後必要となる建て替え、構造上の問題の解消や災害時の安定稼働に向けた改修・増築などの施設整備の手法を整理するとともに、それぞれの初期費用・運営費用・火葬能力の向上効果・利用者への影響などを可能な限り定量的に評価し、最適な手法を検討します。

#### ④火葬場の広域利用

- さっぽろ連携中枢都市圏の各市町村との、平常時における火葬場の共同利用による利便性向上や、大規模改修や災害時における相互バックアップ体制の構築などについて、検討・協議を進めます。



## **⑤火葬場の友引開場**

- 現在休場している友引日も開場して火葬を受け付けることは、友引明けの火葬件数のピーク平準化と、火葬できない日が無くなることによる市民サービスの向上に繋がると考えられます。
- 友引開場の実施に向けて、友引日に実施している施設のメンテナンスの代替方法や、業務従事者の確保、葬祭業者や宗教法人との調整、市民への周知方法など、調整すべき事項を整理し、必要な対応を検討します。

## **⑥火葬場の予約システム**

- 現在の到着順の火葬受付から、予め火葬する日時を予約できる予約システムの導入へと変更することで、火葬が集中する友引明けや午前中とそれら以外の差を平準化し、火葬受付業務の効率化や予約状況の公開による利便性向上など、火葬件数が増加する中でであってもスムーズな火葬場運営を実現できると考えられます。
- 予約システムの導入に向けて、予約枠の時間区分や設定数などの具体的な仕様を調査・検討するとともに、火葬業務の遂行に関連する葬祭業者や霊柩業者、宗教法人などと調整すべき事項を整理し、具体的な検討を進めます。

## **⑦火葬場の運営手法**

- 山口斎場の PFI 契約が 2025 年度末に満了するため、③～⑥の検討を踏まえ、その後の札幌市全体の火葬場運営をより効率的に行える運営手法を検討します。

## **⑧火葬場の施設整備や運用改善に係る費用**

- 多死社会に対応した火葬場を整備していくためには、将来の里塚斎場の改修や建替え、予約システムの導入・運用などが必要であり、これらには多額の費用がかかることが想定されます。
- これらを踏まえた今後の火葬場の使用に係る費用負担のあり方の見直しに向けて、具体的な費用を精査します。

## 《 少子高齢社会に対応した墓地に関する検討 》

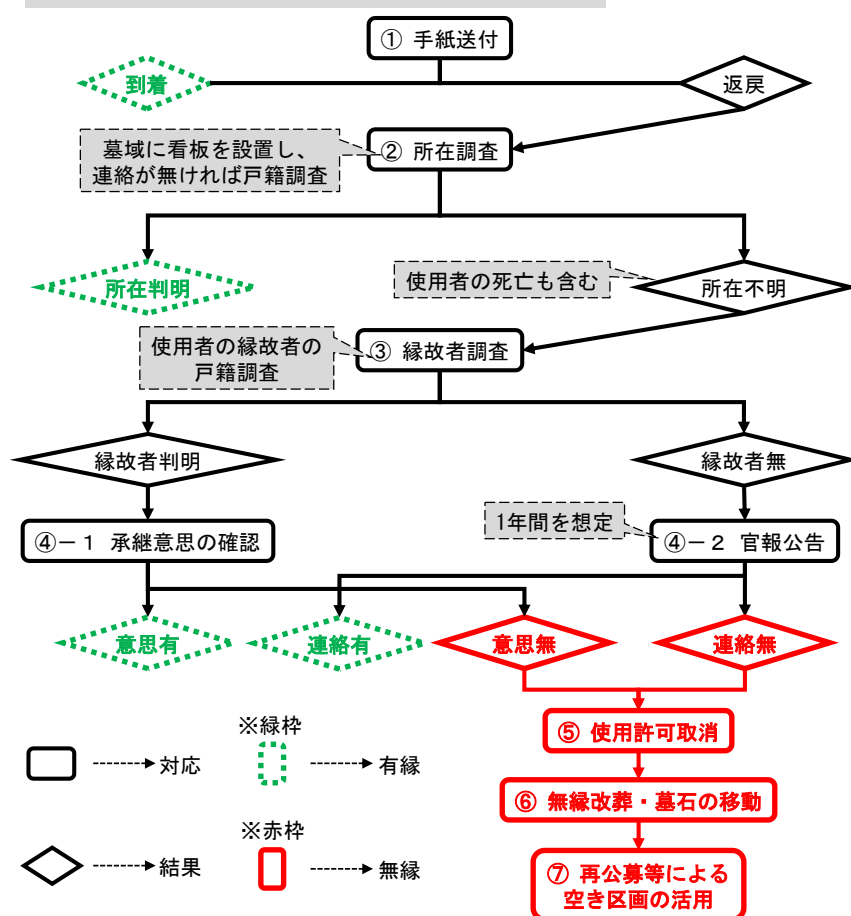
### ①市営霊園の改修や機能の統廃合

- 老朽化が進む市営霊園の構築物の健全度を踏まえ、計画的な霊園の改修を検討するとともに、より効率的な霊園運営とするため、管理事務所の利用状況などを踏まえた機能の統廃合を検討します。

### ②市営霊園の無縁墓への対応

- これまでの調査の結果から、無縁墓と判定できるものについて、登録上の使用者の戸籍調査などによる相続見込み者の特定や、無縁墓の改葬<sup>18</sup>・撤去に向けた手続きを進めるとともに、墓の後継ぎが不在となることによる将来の無縁化を防ぐため、墓地使用者の自主的な墓所返還を促進する仕組みを検討します。

図 6-2 無縁墓の特定に係るフロー(想定)



無縁化・放置が疑われる墓



<sup>18</sup> 改葬：墓や納骨堂に納めた遺骨を、別な墓や納骨堂へ移すこと。

## **㊀市営霊園の運営手法**

- より効率的な霊園の維持管理による経費削減や、民間事業者の視点によるサービス向上、効果的な構築物の改修を進めるため、さらなる委託化や効率的な運営手法の導入を検討します。

## **㊁合同納骨塚のあり方**

- 所得の少ない人や身寄りの無い人のお墓という市営霊園が担うべき役割と合葬墓に対する市民ニーズを踏まえ、平岸霊園にある合同納骨塚の利用対象者の見直しや利用者増加に伴う繁忙期の混雑への対応を検討します。

## **㊂旧設墓地の管理に係る費用負担**

- 旧設墓地の安定的な維持管理を継続するため、現在管理料を徴収していない旧設墓地の費用負担のあり方について検討します。

## **㊃民間墓地・納骨堂の安定経営に向けた指導**

- 民間墓地や納骨堂の適正かつ安定した経営を確保するため、「札幌市墓地等の経営の許可等に関する条例」で規定する毎年度の経営状況報告に基づき、財務状況に不安があるものや、名義貸しや営利目的が疑われるものに対する指導の強化を検討します。

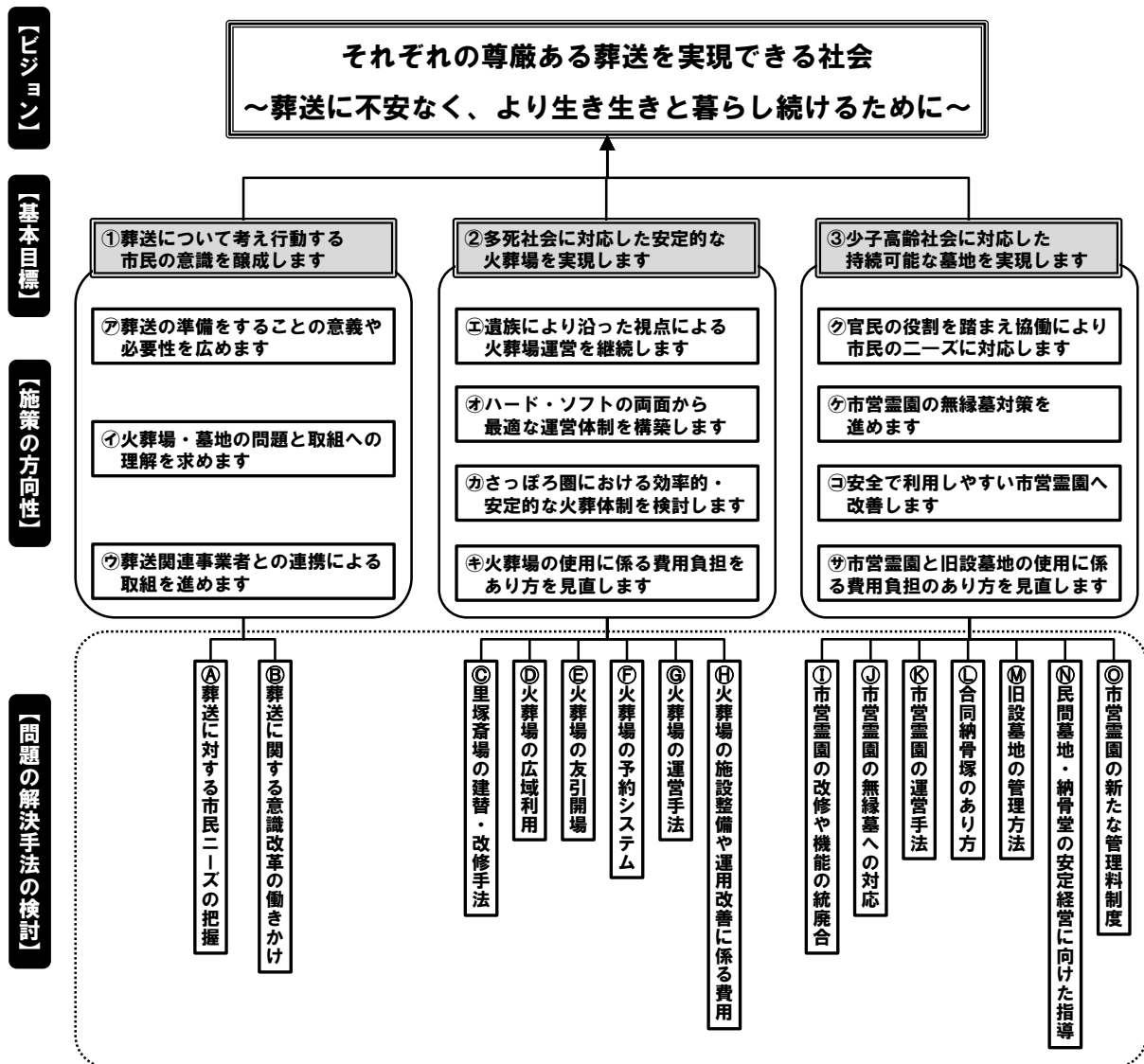
## **㊄市営霊園の新たな管理料制度**

- 現在墓所の使用開始時のみ徴収している市営霊園の清掃手数料について、少子高齢社会に対応した市営霊園への改善や施設の計画的な改修に要する費用を精査し、徴収する額や頻度・方法など、新たな管理料制度を検討します。

### 3 施策の体系

本基本構想で掲げる「ビジョン」、その実現に向けて達成すべき「基本目標」、基本目標を達成するための「施策の方向性」、問題解決のための取組へと繋がる「問題の解決手法の検討」を体系化すると以下ようになります。

図 6-3 基本構想の施策の体系図



## **4 取組の具体化と実践に向けて**

### **(1) 火葬場、墓地に関する運営計画の策定(2021 年度末予定)**

新たに設置する協議体における問題の解決手法の検討や市民からの意見聴取などを踏まえ、具体的に実践する取組を盛り込んだ運営計画を策定します。

### **(2) 取組の実践**

運営計画に基づき具体的な取組を実践していきます。ただし、一部は、率先取組として運営計画の策定前から実践に向けて着手します。

### **(3) 取組の進捗確認(随時)**

それぞれの取組の進捗状況を確認するため、各種統計データの解析やアンケート調査などを実施します。

### **(4) 基本構想・運営計画の見直し**

本基本構想や火葬場、墓地の運営計画は、取組の進捗や社会情勢の変化などを踏まえ、策定から概ね5年を目途に、見直しの必要性について検討を行います。

# 資 料

## 1 札幌市斎場等あり方検討委員会における検討経過

本基本構想を策定するため、斎場や墓地の目指す姿などを検討するにあたり、学識経験者や葬送関連の事業者、専門的な立場から意見を聴くため、「札幌市斎場等あり方検討委員会」を設置し、専門的な立場から意見をいただきました。

### (1) 委員名簿

| 氏名     | 所属・役職                  |
|--------|------------------------|
| ◎石井 吉春 | 北海道大学 公共政策大学院 名誉教授     |
| ○上田 裕文 | 北海道大学 観光学高等研究センター 准教授  |
| 澤 知里   | NPO 法人 葬送を考える市民の会 代表理事 |
| 高田 安春  | 公募委員                   |
| 高橋 敏彦  | 公益社団法人ふる里公苑 理事長        |
| 辻 信雄   | 公募委員                   |
| 中島 浩盟  | 北海道葬祭業協同組合 副理事長        |
| 福田 淳一  | 北海道新聞 編集委員             |
| 山上 晃広  | 弁護士                    |

(50 音順、敬称略、◎：委員長、○：副委員長)

### (2) 検討経過

| 会議回数    | 開催日                       | 主な内容                                                    |
|---------|---------------------------|---------------------------------------------------------|
| 第 1 回会議 | 平成 30 年 9 月 11 日<br>(火曜日) | ・ 会長及び副会長の選出<br>・ 本委員会の全体のスケジュール<br>・ 斎場や墓地に関する現状と課題の共有 |
| 第 2 回会議 | 平成 30 年 12 月 3 日<br>(月曜日) | ・ 斎場の目指す姿と実現に向けた取組の検討                                   |
| 第 3 回会議 | 平成 31 年 3 月 20 日<br>(水曜日) | ・ 墓地などの目指す姿と実現に向けた取組の検討                                 |

|       |                     |                                                |
|-------|---------------------|------------------------------------------------|
| 第4回会議 | 令和元年6月10日<br>(月曜日)  | ・基本構想の名称、骨格案、ビジョン<br>(未来像)、ビジョン実現のための目<br>標の検討 |
| 第5回会議 | 令和元年7月31日<br>(水曜日)  | ・基本構想における各主体の役割、分<br>野別目標及び基本姿勢の検討             |
| 第6回会議 | 令和元年9月12日<br>(木曜日)  | ・基本構想(原案)について                                  |
| 第7回会議 | 令和元年10月18日<br>(金曜日) | ・基本構想(原案・修正版)について                              |

## 2 葬送に関する用語集

## 3 パブリックコメント

## 4 札幌市内と近郊市町村の火葬場・墓地・ 納骨堂の位置